特殊切手「天皇皇后両陛下御結婚満五十年記念」初日用通信日付印の使用等【郵便事業株式会社】

1 窓口での依頼

使用日時	使 用 支店	使用する初日用通信日付印の種類
	日本橋	(1) 及び(3) の初日印 (1) (3) (3 (4.08 (20.4.1 (20.08 (2
21. 4. 10 (9:00–12:00)	札幌、旭川、函館、釧路、仙台、青森、盛岡、 秋田、山形、福島、水戸、宇都宮、前橋、 さいたま、千葉、横浜、甲府、神田、京橋、芝、 上野、渋谷、新宿、長野、新潟、富山、福井、 金沢、名古屋、静岡、津、岐阜、大津、大阪、 大阪東、奈良、和歌山、京都、神戸、岡山、鳥取、 松江、広島東、福山、山口、広島、徳島、高松、 高知、松山、福岡、北九州、佐賀、大分、宮崎、 長崎、熊本、鹿児島及び那覇	(1) 及び(2)の初日印 (1) (2) (2) 4.1 (2) (-1.X 07 8 -12)

2 郵便による依頼

受付支店	受付期限	使用する初日用通信日付印の種類	初日印として使用する特別日付印
又以又位	又的规则	医用する物質用過信目的印め性類	別口中として医用する行列口刊中
		(1)及び(3)の初日印	(手押し用)
		(1) (3)	表示年月日:21. 4. 10
〒100-8799 銀座支店 (日本橋支店 のもの)	平成21年3月31日 (火) (当日消印有効)	20.4.1 20.4.1 20.4.1 20.4.1 20.4.1	(記念押印機用) 表示年月日: 21. 4. 10
			∅ ⊕ №

- 注1 (2)及び(3)の初日印の引受消印は、外国あてに限るものとします。
- 注2 郵便による申込みに係る初日押印の場合、引受消印をする郵便物の大きさは、定形郵便物の最大寸法を超えないものに限るものとします。
- 注3 郵便による依頼で、既に発行済みの郵便切手、郵便はがき等を送付し、その郵便切手、郵便は がき等に対しての本件の初日用通信日付印、特別日付印の押印は、受付いたしません。

特殊通信日付印の使用等

使 用 支 店	使 用 期 間	意 匠
欄外の使用支店(※)	平成21年4月10日 から 平成21年4月16日	(手押し用) (手押し用) 21. 4. 10 日本 橋
日本橋、名古屋及び大阪	平成21年4月10日	(記念押印機用)

(注)日本橋、名古屋及び大阪において、手押し及び記念押印機の2種類を使用し、その他の支店においては手押しのみを使用します。

※特殊通信日付印使用支店(手押し)

北海道:札幌、旭川、函館、釧路、札幌西、豊平、岩見沢、函館東、留萌、小樽、室蘭、東室蘭、

帯広、根室、北見及び千歳

東 北:仙台、青森、盛岡、秋田、山形、福島、仙台東及び郡山 関 東:水戸、宇都宮、前橋、さいたま、千葉、日光及び高崎

南関東:横浜、甲府、横浜港及び川崎

東 京:日本橋、神田、京橋、芝、上野、渋谷、新宿、麹町、目黒、世田谷、中野、豊島、武蔵野、 立川及び八王子

信 越:長野、新潟、新潟中及び松本

北 陸:富山、福井、金沢、高岡、金沢南及び小松

東海:名古屋、静岡、津、岐阜、浜松、名古屋中、名古屋東、千種及び豊橋

近 畿:大阪、大津、大阪東、奈良、和歌山、京都、神戸、中京、堺、長田、灘、尼崎及び姫路

中 国:岡山、鳥取、松江、広島東、福山、山口、広島、倉敷、広島西、呉及び下関

四 国:徳島、高松、高知、松山、松山西及び新居浜

九州:福岡、北九州、佐賀、大分、宮崎、長崎、熊本、鹿児島、博多、早良、博多南、大牟田、

長崎北、熊本東、都城及び鹿児島東

沖 縄:那覇、那覇東、宮古島及び八重山